

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年9月10日

【計算期間】 第6 特定期間（自 平成21年12月11日 至 平成22年6月10日）

【ファンド名】 ピクテ・インカム・アルファ・ファンド（毎月分配型）

【発行者名】 ピクテ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ギャビン・シャープ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 佐藤 直紀

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

【電話番号】 03-3212-3411

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、投資信託証券に投資を行い、主に日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。
信託金の限度額は1兆円です。

ファンドの商品分類は、追加型投信 / 内外 / 資産複合です。
社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産
	内外	資産複合

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回(隔月)	欧州		
不動産投信	年12回(毎月)	アジア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券)))	日々	オセアニア	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
資産複合	その他	中南米		
		アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		

< ファンドが該当する商品分類の定義 >

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	内外
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合
	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券)))
決算頻度	年12回(毎月)
	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファンド・オブ・ファンズ方式による投資信託証券)を通じて、主として株式および債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

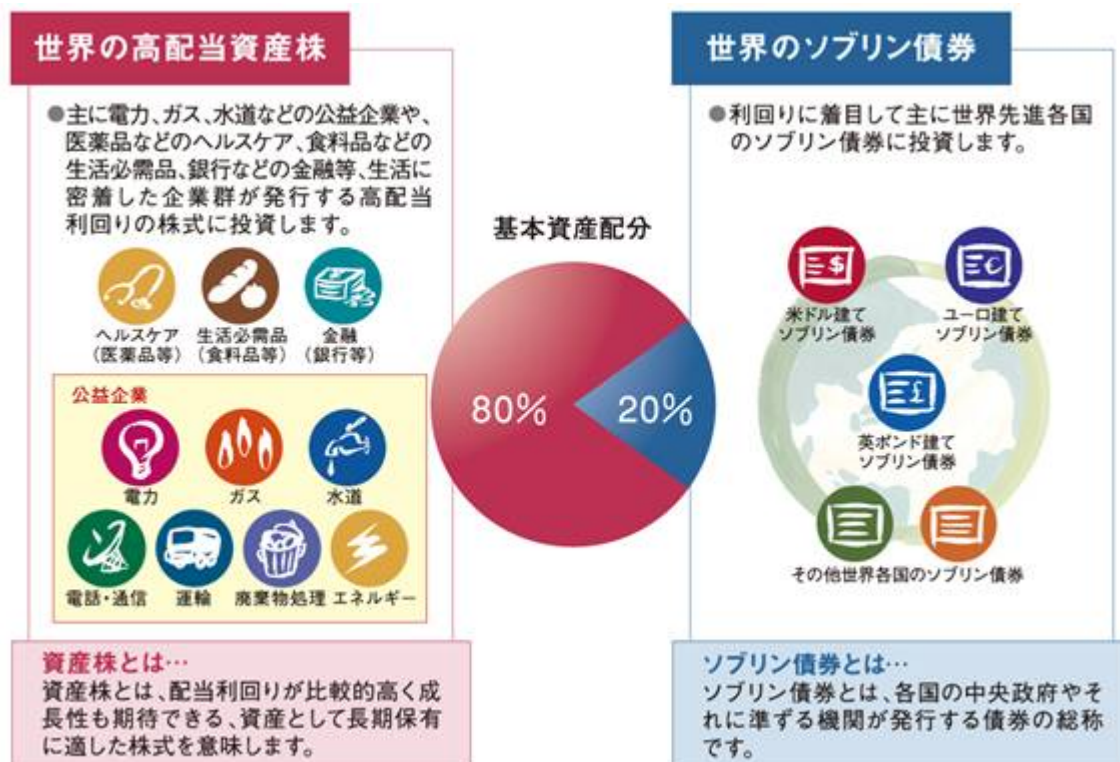
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含みます)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

ファンドの特色

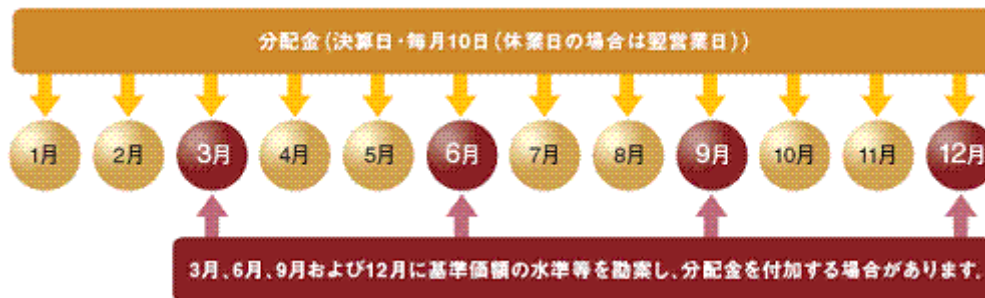
- a 主な投資対象は世界の高配当利回りの資産株と世界のソブリン債券です。
- 世界各国からインカムを獲得するために、主に世界の高配当利回りの資産株とソブリン債券に投資します。世界の高配当資産株に世界のソブリン債券を加えることで、プラス・アルファの安定感を目指します。
- 基本資産配分は、世界の高配当資産株80%、世界のソブリン債券20%です。
- 平成22年7月末日現在の資産配分方針であり、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更するため、今後、変更される可能性があります。また、資金動向等により世界のソブリン債券の比率が大きく低下する場合があります。
- 株式と債券にバランスよく分散投資することで、安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を目指します。



上図はあくまでファンドの基本資産配分と投資対象についてご理解いただくためのイメージ図です。平成22年7月末現在の運用方針に基づいており、基本資産配分は今後変更される場合があります。また、実際の配分比率は必ずしも基本資産配分のようにとは限りません。実際の投資にあたっては、上記の株式やソブリン債券すべてに投資するわけではなく、またこれら以外にも投資することがあります。

- b 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します。
- 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資することでリスクの低減を図ります。通貨分散を考慮してポートフォリオを構築します。

- c 原則として為替ヘッジを行いません。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。
- d 毎月決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います。
毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ・収益分配金額は、利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
 - 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
 - ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



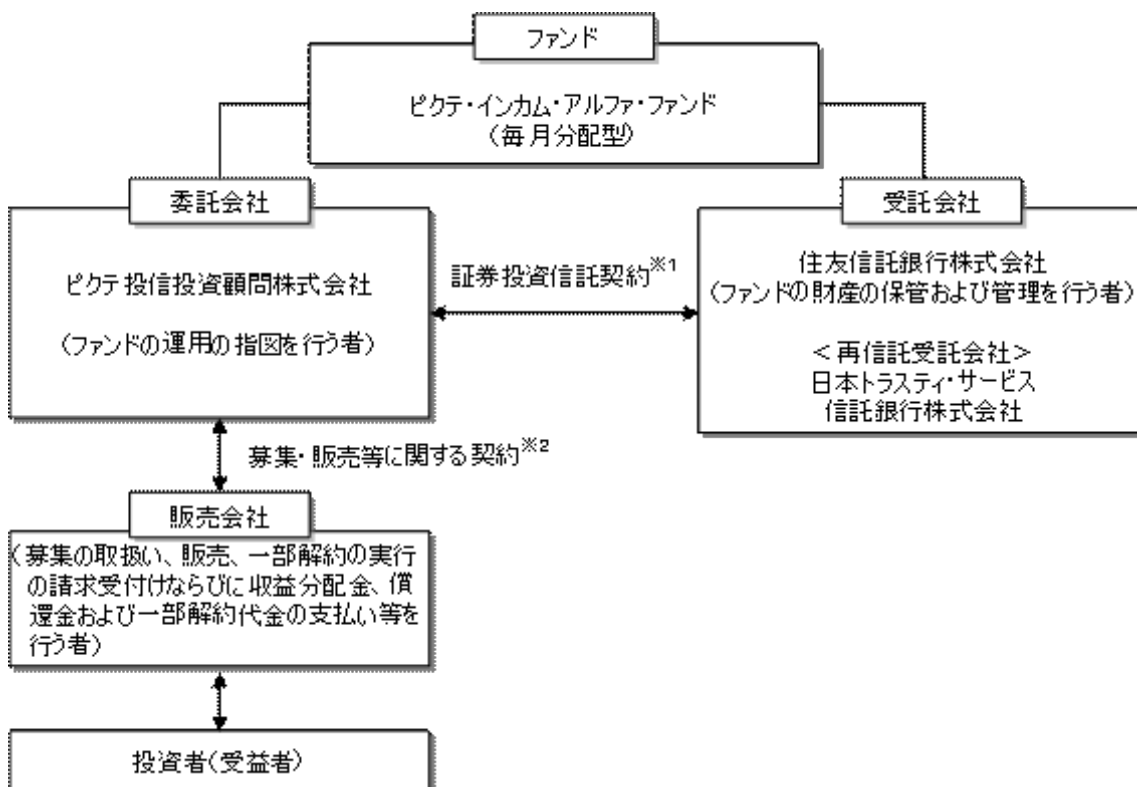
分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(2)【ファンドの沿革】

平成19年6月25日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人



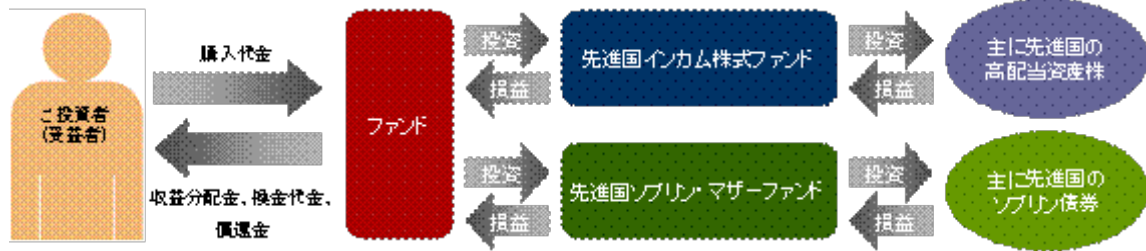
1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代

金の支払い等について規定されています。

<ファンドの仕組み>

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、「先進国インカム株式ファンド」および「ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド」の各投資信託に投資を行います。各ファンドの概要につきましては、後記をご覧ください。



委託会社の概況(平成22年7月末日現在)

- ・ 資本金：2億円
- ・ 沿革 昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成9年 投資信託委託業務の免許取得
現在に至る
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #11-00 PWCビル 8 クロス ストリート	800株	100%

(参考) - ピクテ・グループとは -

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行(プライベート・バンク)として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、投資信託証券に投資を行い、主に日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

投資態度

- a 投資信託証券への投資を通じて、主に日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。
- b 投資信託証券への投資配分については、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。
- c 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。
- d 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、主に先進国の高配当資産株に投資する投資信託証券および主に先進国のソブリン債券に投資する投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - (a)有価証券
 - (b)金銭債権((a)および(c)に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - (c)約束手形((a)に掲げるものに該当するものを除きます。)

b 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の投資信託証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a ルクセンブルグ籍外国証券投資信託

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券(Pictet Global Selection Fund - Global Income Stock Fund P Distribution Units)

b 内国証券投資信託(マザーファンド)

ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド受益証券

c 短期社債等

d コマーシャル・ペーパー

e 外国または外国の者の発行する証券または証書で、cおよびdの証券または証書の性質を有するもの
金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

a 預金

b 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

c コール・ローン

d 手形割引市場において売買される手形

の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、 のaからdまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象ファンドの概要

a ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド

形態 / 表示通貨	ルクセンブルグ籍契約型外国証券投資信託 / 円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主に先進国の高配当資産株に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 ・投資対象とする資産株の業種は、電力、ガス、水道に加え、電話、通信、運輸、廃棄物処理、エネルギーなどの公益企業や、ヘルスケア、生活必需品、金融などです。 ・上場株式への分散投資を基本とします。
関係法人	管理会社：ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・バンク・アンド・トラスト・リミテッド 保管受託銀行、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.60% (内訳、その他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」をご覧ください。)
決算日	毎年12月31日

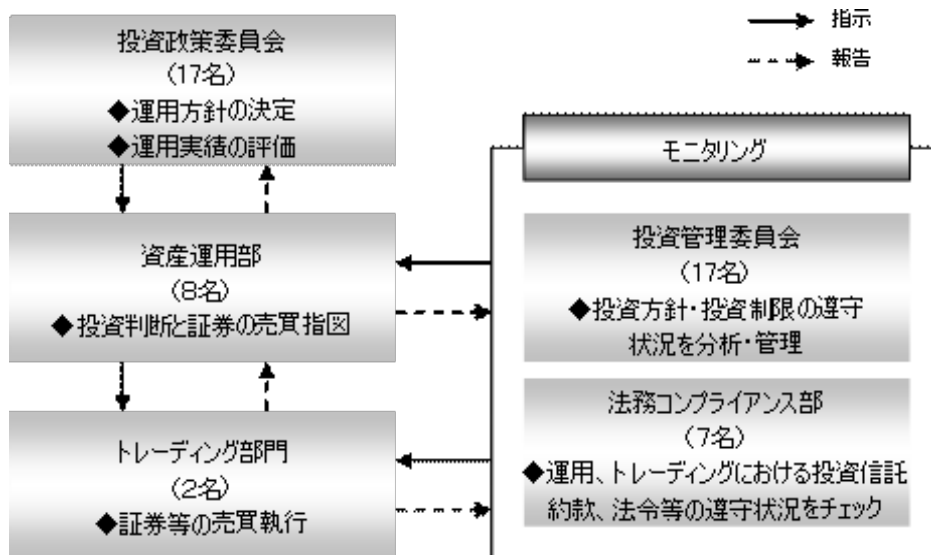
本書において上記ファンドを「先進国インカム株式ファンド」という場合があります。

b ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド

形態 / 表示通貨	内国証券投資信託(マザーファンド) / 円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として先進国のソブリン債券に投資し、安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。 ・投資にあたっては、利回りに着目し、地域別および国別、銘柄別に分散を図ります。
関係法人	委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社 受託会社：住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ
主な費用	信託報酬はありません。
決算日	毎年12月27日(休業日の場合は翌営業日)

本書において上記ファンドを「先進国ソブリン・マザーファンド」という場合があります。

(3) 【運用体制】



- ・投資政策委員会(17名)にて、投資政策の基本方針が決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(7名)において、日次でトレーディング・運用の状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況をチェックします。また、投資管理委員会(17名)にて、投資方針・投資制限の遵守状況が分析・管理され、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

運用体制は、平成22年7月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 収益分配金額は、利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

投資信託証券への投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資(投資信託約款)

直接投資は行いません。

外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

外国為替予約取引の指図(投資信託約款)

実質組入外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(投資信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に株式や公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式や公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

基準価額の変動要因

a 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

- ・ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
- ・株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

b 公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)

- ・ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
- ・金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
- ・信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

c 為替変動リスク

- ・ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- ・円高局面は基準価額の下落要因となり、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

d 有価証券先物取引等に伴うリスク

- ・組入投資信託において有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は間接的に有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

e 流動性リスク

- ・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、ファンドおよび組入投資信託において機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。

f 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

- ・解約によるファンドの資金流出に伴い、ファンドおよび組入投資信託において保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

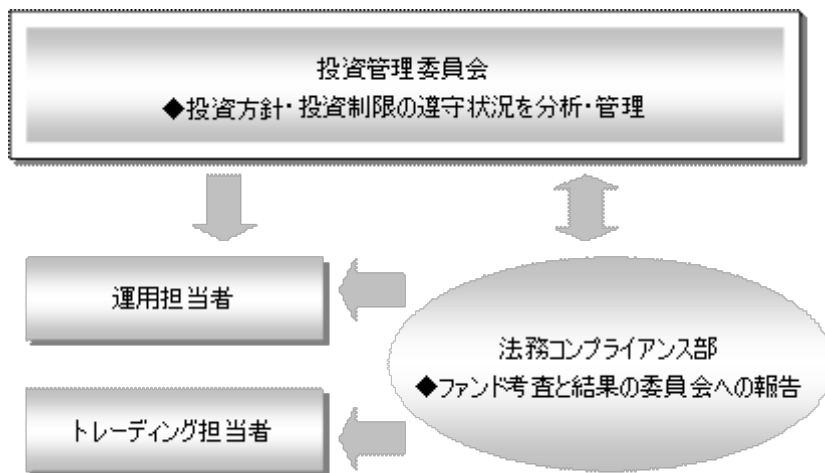
その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付を取消することがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・ファンドは、毎月の決算時に原則として収益分配方針にしたがい分配を行いますが、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1口=1円)を下回っていても、分配が行われる場合があります。
- ・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(2) リスクの管理体制

委託会社では以下の関連組織においてファンドのリスク管理を行っています。



< 法務コンプライアンス部 >

日次でトレーディング・運用の状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況をモニタリングします。

< 投資管理委員会 >

月次で委員会を開催してレビューを行います。法務コンプライアンス部および担当者から、運用状況および運用実績等が報告され、また投資信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。

リスク管理体制は、平成22年7月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

3.15%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘以て得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとし、

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.155%（税抜1.1%）の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.42%（税抜0.4%）	年率0.6825%（税抜0.65%）	年率0.0525%（税抜0.05%）

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンド（ビクテ先進国ソブリン・マザーファンド）の運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

<投資対象とする投資信託証券に係る報酬>

先進国インカム株式ファンド

管理報酬：純資産総額の年率0.35%

サービス報酬：純資産総額の年率0.1%

保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.15%

先進国ソブリン・マザーファンド

信託報酬はありません。

上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資対象ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、年率1.635%（税込）程度 となります。

ファンドの信託報酬1.155% + (先進国インカム株式ファンド報酬率0.60% × 投資比率80%)

(注)この値は、前記「ファンドの特色」に記載の基本資産配分を前提とした目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。また、資金動向等により先進国インカム株式ファンドの組入比率が前記の基本資産配分比率を上回ることがあり、実際の信託報酬率が前記の概算値を上回る場合があります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.05%）相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用等（これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。）は、そのつど信託財産から支払われます。なお、ファンドの投資対象とする投資信託証券に係る申込み・買戻し手数料はありません。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

投資対象とする投資信託証券において、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資信託の信託財産から支払われます。

当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時お

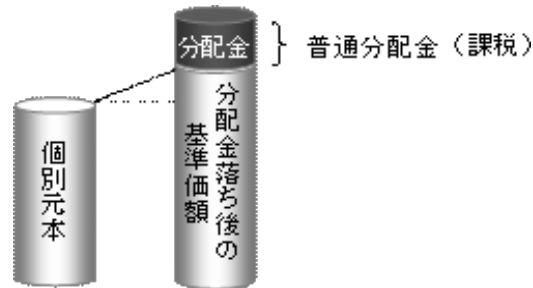
よび償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

< 収益分配金の課税 >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

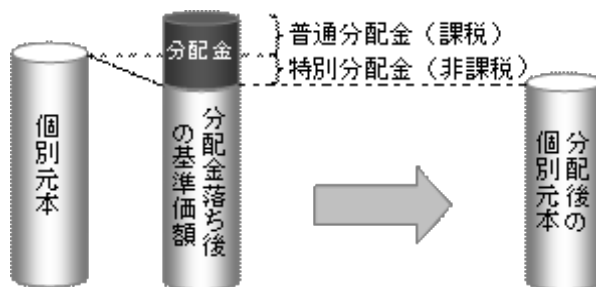
< イメージ図 >



当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< イメージ図 >



< 個別元本について >

個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(特別分配金については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

< 解約時および償還時の課税 >

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。))を選択することもできます)。

解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、平成23年12月31日までは10%

(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

<法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税)、平成24年1月1日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。

なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成22年7月末日現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	5,335,373,760	79.47
親投資信託受益証券	日本	1,338,167,309	19.93
現金・預金・その他資産(負債控除後)		40,574,905	0.60
合計(純資産総額)		6,714,115,974	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 投資有価証券明細

(平成22年6月末日現在)

銘柄名	国名	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	1,278,240	4,189.87 5,355,659,428	4,174.00 5,335,373,760	79.47
2 ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,573,388,959	0.8584 1,350,597,083	0.8505 1,338,167,309	19.93
投資比率：合計						99.40

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成22年6月末日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	79.47
親投資信託受益証券	19.93
合計	99.40

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1 特定期間末(平成19年12月10日)	22,984	23,309	9,911	10,061
第2 特定期間末(平成20年6月10日)	19,536	19,943	8,778	8,958
第3 特定期間末(平成20年12月10日)	10,580	10,952	5,272	5,452
第4 特定期間末(平成21年6月10日)	10,585	10,936	5,477	5,657
第5 特定期間末(平成21年12月10日)	9,414	9,744	5,485	5,665
第6 特定期間末(平成22年6月10日)	6,986	7,263	4,877	5,057
平成21年6月末日	10,536		5,469	
7月末日	10,725		5,604	
8月末日	10,761		5,697	
9月末日	10,013		5,527	
10月末日	9,837		5,519	
11月末日	9,391		5,387	
12月末日	9,693		5,803	
平成22年1月末日	8,917		5,477	
2月末日	8,283		5,206	
3月末日	8,484		5,587	
4月末日	8,093		5,482	
5月末日	7,238		4,999	
6月末日	6,714		4,851	

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、特定期間末の純資産総額に、特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

期間	1万口当たりの分配金
第1 特定期間 自 平成19年6月25日 至 平成19年12月10日	150円
第2 特定期間 自 平成19年12月11日 至 平成20年6月10日	180円
第3 特定期間 自 平成20年6月11日 至 平成20年12月10日	180円
第4 特定期間 自 平成20年12月11日 至 平成21年6月10日	180円
第5 特定期間 自 平成21年6月11日 至 平成21年12月10日	180円
第6 特定期間 自 平成21年12月11日 至 平成22年6月10日	180円

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1 特定期間 自 平成19年6月25日 至 平成19年12月10日	0.6
第2 特定期間 自 平成19年12月11日 至 平成20年6月10日	9.6
第3 特定期間 自 平成20年6月11日 至 平成20年12月10日	37.9
第4 特定期間 自 平成20年12月11日 至 平成21年6月10日	7.3
第5 特定期間 自 平成21年6月11日 至 平成21年12月10日	3.4
第6 特定期間 自 平成21年12月11日 至 平成22年6月10日	7.8

(注)収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(分配付) - 前特定期間末の基準価額(分配落)) ÷ 前特定期間末の基準価額

(分配落) × 100

(4)【設定及び解約の実績】

下記特定期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第1特定期間	23,664,458,845	472,998,869
第2特定期間	287,902,726	1,222,455,203
第3特定期間	35,188,495	2,223,341,909
第4特定期間	75,443,119	816,353,284
第5特定期間	103,662,501	2,267,965,813
第6特定期間	20,581,222	2,857,711,042

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

<参考情報：運用実績>（平成22年7月30日現在）

基準価額・純資産の推移



基準価額および基準価額（分配金再投資後）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

基準価額（分配金再投資後）は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

分配金の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
第1期～ 第31期（計）	930円
第32期 2010年3月	30円
第33期 2010年4月	30円
第34期 2010年5月	30円
第35期 2010年6月	30円
第36期 2010年7月	30円
直近1年間 累計	360円
設定来 累計	1,080円

主要な資産の状況

[資産別構成比]

	資産名	構成比
1	先進国インカム株式ファンド	79.4%
2	先進国ソブリン・マザーファンド	19.8%
3	コール・ローン等、その他	0.8%
	合計	100.0%

投資先ファンドの状況

[組入上位5銘柄]

<株式部分(先進国インカム株式ファンド)>

	銘柄名	国名	業種名	構成比
1	ボーダフォン・グループ	英国	無線通信サービス	3.1%
2	メルク	米国	医薬品	2.8%
3	スナム・レテ・ガス	イタリア	ガス	2.7%
4	セントリカ	英国	総合公益事業	2.6%
5	ディアジオ	英国	飲料	2.4%

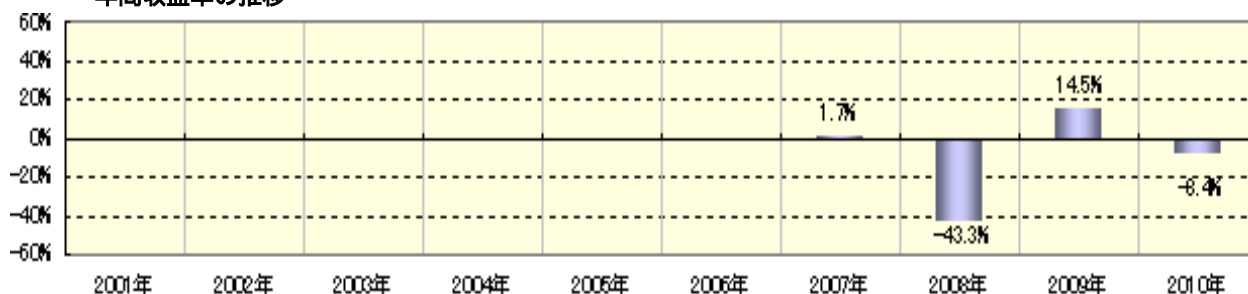
<債券部分(先進国ソブリン・マザーファンド)>

	組入国債	利率	償還日	構成比
1	米回国債	11.250%	2015.02.15	7.4%
2	フランス国債	8.500%	2019.10.25	7.0%
3	米回国債	10.625%	2015.08.15	6.8%

4	フランス国債	8.500%	2012.12.26	5.5%
5	英国国債	4.250%	2055.12.07	4.6%

組入上位5銘柄の構成比は、各投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

年間収益率の推移



税引前分配金を再投資したものと計算しています。2007年は当初設定時(2007年6月25日)以降、2010年は7月30日までの騰落率を表示しています。

ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース : 収益分配金を受取るコース

自動けいぞく投資コース : 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的を受取るための「定期引出契約」を締結することができる場合があります。
当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

< 申込単位 >

- ・販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。

- ・自動購入サービス契約 を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

< 申込価額 >

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

- ・3.15% (税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

< 払込期日、払込取扱場所 >

- ・受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

< 換金手続き(解約請求) >

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。ただし、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、解約請求の受け付けは行いません。
- ・解約請求の受け付けは原則として午後3時までとします(解約請求の受け付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取消することがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

< 解約価額 >

- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・解約価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで))または販売会社にてご確認ください。

< 解約手数料 >

- ・ありません。

< 信託財産留保額 >

- ・ありません。

< 解約代金のお支払い >

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

< 大口解約の制限 >

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口当たりに換算した価額で表示しています。

ファンドの主要投資対象である内国投資信託証券については原則として計算日における基準価額で、外国投資信託証券については原則として計算時において知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp> 携帯サイト<http://www.pictet.co.jp/m/>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。
また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「アルファ」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成19年6月25日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年8月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a 委託会社は、信託期間終了前にファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。
- b 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- d 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は投資信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または投資信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または投資信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または投資信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または投資信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎年6月、12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信

託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から支払われます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、前特定期間(平成21年6月11日から平成21年12月10日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しており、当特定期間(平成21年12月11日から平成22年6月10日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成21年6月11日から平成21年12月10日まで)及び当特定期間(平成21年12月11日から平成22年6月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 ピクテ・インカム・アルファ・ファンド（毎月分配型）
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [平成21年12月10日現在]	当期 [平成22年6月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	175,314,158	127,289,921
投資信託受益証券	7,446,807,186	5,526,200,013
親投資信託受益証券	1,859,455,649	1,360,906,665
未収入金	61,649,519	46,128,486
未収配当金	46,873,740	39,444,360
未収利息	576	278
流動資産合計	9,590,100,828	7,099,969,723
資産合計	9,590,100,828	7,099,969,723
負債の部		
流動負債		
未払金	4,705,029	24,526,595
未払収益分配金	51,490,621	42,979,232
未払解約金	109,901,123	38,671,722
未払受託者報酬	418,298	326,547
未払委託者報酬	8,784,227	6,857,506
その他未払費用	411,485	250,126
流動負債合計	175,710,783	113,611,728
負債合計	175,710,783	113,611,728
純資産の部		
元本等		
元本	17,163,540,608	14,326,410,788
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,749,150,563	7,340,052,793
（分配準備積立金）	908,383,001	754,256,506
元本等合計	9,414,390,045	6,986,357,995
純資産合計	9,414,390,045	6,986,357,995
負債純資産合計	9,590,100,828	7,099,969,723

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 平成21年 6 月11日 至 平成21年12月10日		自 平成21年12月11日 至 平成22年 6 月10日	
営業収益				
受取配当金		370,088,820		252,153,030
受取利息		77,970		41,920
有価証券売買等損益		54,559,552		804,054,726
営業収益合計		424,726,342		551,859,776
営業費用				
受託者報酬		2,692,728		2,235,796
委託者報酬		56,547,169		46,951,740
その他費用		2,685,920		1,712,566
営業費用合計		61,925,817		50,900,102
営業利益又は営業損失（ ）		362,800,525		602,759,878
経常利益又は経常損失（ ）		362,800,525		602,759,878
当期純利益又は当期純損失（ ）		362,800,525		602,759,878
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		10,115,068		11,384,523
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		8,742,711,629		7,749,150,563
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,017,102,374		1,310,300,988
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,017,102,374		1,310,300,988
剰余金減少額又は欠損金増加額		46,594,893		9,522,171
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		46,594,893		9,522,171
分配金		329,631,872		277,536,646
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		7,749,150,563		7,340,052,793

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	当期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成21年12月10日現在)	当期 (平成22年 6月10日現在)
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	19,327,843,920円 103,662,501円 2,267,965,813円	17,163,540,608円 20,581,222円 2,857,711,042円
2. 特定期間末日における受益権の総数	17,163,540,608口	14,326,410,788口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,749,150,563円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,340,052,793円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	当期 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日
1. 主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	当該親投資信託受益証券に係る信託財産の純資産総額のうち、当ファンドに対応する部分の額の年率0.26%相当額	同左
2. 分配金の計算過程	(平成21年 6月11日から平成21年 7月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(70,318,644円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,469,897円)及び分配準備積立金(961,815,281円)より分配対象収益は1,034,603,822円(1万口当たり537.19円)であり、うち57,777,433円(1万口当たり30円)を分配金額としております。(外国所得税額1,334円控除後の分配金は57,776,099円となります。)	(平成21年12月11日から平成22年 1月12日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(53,958,344円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(245,792円)及び分配準備積立金(876,022,070円)より分配対象収益は930,226,206円(1万口当たり561.83円)であり、うち49,670,126円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

<p>(平成21年7月11日から平成21年8月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(79,434,613円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(686,675円)及び分配準備積立金(966,592,492円)より分配対象収益は1,046,713,780円(1万口当たり548.85円)であり、うち57,212,503円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成22年1月13日から平成22年2月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(43,781,612円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(139,745円)及び分配準備積立金(858,974,258円)より分配対象収益は902,895,615円(1万口当たり558.93円)であり、うち48,460,591円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成21年8月11日から平成21年9月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(67,511,783円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,162,785円)及び分配準備積立金(964,201,822円)より分配対象収益は1,032,876,390円(1万口当たり555.13円)であり、うち55,816,657円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成22年2月11日から平成22年3月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(48,651,066円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(225,209円)及び分配準備積立金(832,012,479円)より分配対象収益は880,888,754円(1万口当たり559.86円)であり、うち47,201,619円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成21年9月11日から平成21年10月13日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(65,508,030円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(470,768円)及び分配準備積立金(948,141,609円)より分配対象収益は1,014,120,407円(1万口当たり561.40円)であり、うち54,191,376円(1万口当たり30円)を分配金額としております。(外国所得税額2,595円控除後の分配金は54,188,781円となります。)</p>	<p>(平成22年3月11日から平成22年4月12日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(49,079,932円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(299,887円)及び分配準備積立金(794,958,231円)より分配対象収益は844,338,050円(1万口当たり562.55円)であり、うち45,025,908円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成21年10月14日から平成21年11月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(54,838,061円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(353,784円)及び分配準備積立金(941,207,713円)より分配対象収益は996,399,558円(1万口当たり562.35円)であり、うち53,154,245円(1万口当たり30円)を分配金額としております。(外国所得税額7,034円控除後の分配金は53,147,211円となります。)</p>	<p>(平成22年4月13日から平成22年5月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(39,867,779円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(446,295円)及び分配準備積立金(784,189,769円)より分配対象収益は824,503,843円(1万口当たり559.62円)であり、うち44,199,170円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>

	<p>(平成21年11月11日から平成21年12月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(46,143,426円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(131,884円)及び分配準備積立金(913,598,312円)より分配対象収益は959,873,622円(1万口当たり559.25円)であり、うち51,490,621円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成22年5月11日から平成22年6月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(39,267,492円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(799,882円)及び分配準備積立金(757,968,246円)より分配対象収益は798,035,620円(1万口当たり557.03円)であり、うち42,979,232円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>
--	---	---

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自 平成21年12月11日 至 平成22年6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが投資を行っている主な金融商品は投資信託受益証券、親投資信託受益証券であります。 当該投資信託受益証券、親投資信託受益証券には、保有または取引を行っている金融商品の評価により価格が変動するリスクがあります。 当該投資信託受益証券、親投資信託受益証券が保有または取引を行っている金融商品は、それぞれ、株式、国債証券、及び為替予約取引、先物取引又はオプション取引であります。 当該金融商品には、金融商品市場における相場、金利または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	法務コンプライアンス部門において、トレーディングの状況並びに資産の組入れの状況及び信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資管理委員会において、コンプライアンス・オフィサー及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。

金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 自 平成21年12月11日 至 平成22年6月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(平成21年12月10日現在)

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,446,807,186円	2,591,544円
親投資信託受益証券	1,859,455,649円	41,325,876円
合計	9,306,262,835円	38,734,332円

当期(平成22年6月10日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	264,629,309円
親投資信託受益証券	46,003,374円
合計	310,632,683円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	前期 (平成21年12月10日現在)	当期 (平成22年6月10日現在)
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.5485円 (5,485円)	0.4877円 (4,877円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
----	----	---------	--------	----

投資信託 受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型	1,319,217	5,526,200,013	
親投資信託 受益証券	ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド	1,586,323,191	1,360,906,665	
合計		1,587,642,408	6,887,106,678	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

ファンドは、ルクセンブルグ籍の円建外国証券投資信託である「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド」のクラスP分配型受益証券および親投資信託である「ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「親投資信託受益証券」は、すべて前記投資信託の受益証券です。これら投資信託の状況は次の通りです。なお、記載された情報は監査対象外です。

「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド」の状況

当投資信託は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。当投資信託は、2009年12月31日付けで、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されており、独立監査人による財務書類の監査を受けております。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであります。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド

純資産計算書
2009年12月31日現在

(単位：円)

資産	
投資有価証券取得原価	61,539,515,149.18
投資に係る未実現純利益 / 損失	(10,677,317,044.18)
投資有価証券時価評価額(注1)	50,862,198,105.00
現金預金	1,099,349,537.04
未収利息、純額	2,944.00
	51,961,550,586.04
負債	
未払管理報酬および投資顧問報酬(注3)	45,502,711.00
未払年次税(注2)	1,309,716.00
その他の未払報酬(注4)	32,966,564.00
	79,778,991.00
2009年12月31日現在純資産合計	51,881,771,595.04
2008年12月31日現在純資産合計	53,444,949,741.04

2007年12月31日現在純資産合計

運用計算書および純資産変動計算書
2009年12月31日に終了した期間

(単位：円)

期首現在純資産額	53,444,949,741.04
収益	
配当金、純額	2,172,723,887.00
預金利息	1,541,597.00
その他の収益	386,481.00
	2,174,651,965.00
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注3)	181,839,594.00
保管報酬、銀行手数料および利息	90,568,424.11
管理事務報酬、サービス、監査費用およびその他の費用	53,712,371.00
年次税(注2)	5,079,739.00
	331,200,128.11
投資純利益	1,843,451,836.89
投資有価証券売却に係る実現純利益/損失	(13,419,390,539.98)
外国為替に係る実現純利益/損失	(98,999,470.97)
実現純利益/(損失)	(11,674,938,174.06)
以下に係る未実現純評価利益/損失の変動:	
- 投資有価証券	20,721,161,537.06
運用による純資産の増加	9,046,223,363.00
受益証券発行手取額	23,995,425,006.00
受益証券買戻費用	(28,806,601,245.00)
分配金支払(注6)	(5,798,225,270.00)
期末現在純資産額	51,881,771,595.04

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2009年12月31日現在
(単位：円)

銘柄	数量	時価(注1)	純資産に 対する 比率%
公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券			
株式			
オーストラリア			
DUET GROUP QUADRUPLE STAPLED	1,073,000.00	157,326,531.00	0.30
TELSTRA	1,100,000.00	308,979,244.00	0.60
		466,305,775.00	0.90
オーストリア			
TELEKOM AUSTRIA	283,700.00	368,969,409.00	0.71
		368,969,409.00	0.71
カナダ			
POWER CORP OF CANADA	258,000.00	658,501,185.00	1.27
ROGERS COMMUNICATIONS 'B'	116,500.00	331,888,264.00	0.64
TELUS -NVTG-	100,500.00	287,898,620.00	0.55
TRANSALTA	149,300.00	308,291,704.00	0.59
TRANSCANADA	234,200.00	740,343,442.00	1.44
		2,326,923,215.00	4.49
フィンランド			
FORTUM	211,000.00	534,041,131.00	1.03

		534,041,131.00	1.03
フランス			
ELECTRICITE DE FRANCE	40,000.00	220,288,459.00	0.42
GAZ DE FRANCE	276,800.00	1,100,311,881.00	2.12
SANOFI-AVENTIS	172,400.00	1,267,977,197.00	2.44
SUEZ ENVIRONNEMENT	100,262.00	213,304,318.00	0.41
VEOLIA ENVIRONNEMENT	60,000.00	184,129,400.00	0.35
VINCI	49,939.00	262,900,359.00	0.51
		3,248,911,614.00	6.25
ドイツ			
DEUTSCHE TELEKOM NOM.	790,800.00	1,076,611,764.00	2.08
E.ON NOM.	341,800.00	1,321,838,452.00	2.54
R.W.E.'A'	105,464.00	948,276,643.00	1.83
		3,346,726,859.00	6.45
香港			
CLP HOLDINGS	427,500.00	266,483,604.00	0.51
HONGKONG ELECTRIC	590,000.00	296,256,308.00	0.57
		562,739,912.00	1.08
イタリア			
ACEA	137,000.00	135,037,487.00	0.26
ENEL ENTE NAZION. ENERGIA ELETTR.	2,020,976.00	1,086,255,624.00	2.09
SNAM RETE GAS	3,101,241.00	1,418,649,841.00	2.74
T.E.R.N.A	2,910,000.00	1,154,063,455.00	2.22
		3,794,006,407.00	7.31
日本			
NTT DOCOMO	5,545.00	718,632,000.00	1.39
		718,632,000.00	1.39
オランダ			
KPN KONINKLIJKE	832,000.00	1,315,431,919.00	2.54
UNILEVER NEW (EUR)	387,600.00	1,169,219,698.00	2.25
		2,484,651,617.00	4.79
ポルトガル			
EDP (ELECTRIC. DE PORTUGAL) NOM.	2,585,600.00	1,069,027,478.00	2.06
		1,069,027,478.00	2.06
スペイン			
BANCO SANTANDER	426,879.00	653,736,785.00	1.26
ENAGAS	210,900.00	430,825,204.00	0.83
IBERDROLA	758,000.00	670,923,233.00	1.29
RED ELECTRICA CORP	74,800.00	384,872,649.00	0.74
TELEFONICA	325,350.00	843,908,119.00	1.63
		2,984,265,990.00	5.75
スイス			
CS GROUP NOM.	126,800.00	583,337,037.00	1.12
NESTLE NOM.	140,600.00	626,199,895.00	1.21
SWISSCOM NOM.	18,275.00	645,617,333.00	1.25
		1,855,154,265.00	3.58
イギリス			
CENTRICA (NEW)	2,800,000.00	1,152,849,460.00	2.22
DIAGEO	728,000.00	1,161,282,947.00	2.24
GLAXOSMITHKLINE	644,200.00	1,252,720,776.00	2.41
HSBC HOLDINGS (GBP)	644,400.00	674,041,112.00	1.30
NATIONAL GRID	812,200.00	805,145,923.00	1.55
NORTHUMBRIAN WATER	812,100.00	323,799,793.00	0.62

PENNON GROUP	360,000.00	284,761,771.00	0.55
SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	413,500.00	704,341,629.00	1.36
SEVERN TRENT	428,900.00	687,930,544.00	1.33
UNITED UTILITIES GROUP	748,100.00	550,732,935.00	1.06
VODAFONE GROUP AG	4,359,000.00	916,171,212.00	1.77
		8,513,778,102.00	16.41
アメリカ合衆国			
ALLIANT ENERGY	98,000.00	278,356,746.00	0.54
ALTRIA GROUP (USD)	288,000.00	526,329,878.00	1.01
AMERICAN ELECTRIC POWER	292,200.00	950,869,616.00	1.83
CENTERPOINT ENERGY	260,500.00	354,113,749.00	0.68
CENTURYTEL	177,296.00	595,252,393.00	1.15
CMS ENERGY	27,588.00	40,629,365.00	0.08
CONSOLIDATED EDISON	83,150.00	353,882,611.00	0.68
DOMINION RESOURCES	118,000.00	429,993,216.00	0.83
DUKE ENERGY	414,800.00	665,932,084.00	1.28
ENERGY TRANSFER EQUITY LP	78,900.00	222,796,726.00	0.43
ENTERGY	95,600.00	733,827,184.00	1.41
ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS	247,700.00	718,855,452.00	1.39
EXELON	82,200.00	374,081,253.00	0.72
FIRSTENERGY	178,100.00	777,681,946.00	1.50
FPL GROUP	156,750.00	773,155,225.00	1.49
FRONTIER COMMUNICATIONS 'B'	101,203.00	72,936,208.00	0.14
KINDER MORGAN ENERGY PARTNERS	31,000.00	173,617,689.00	0.33
MAGELLAN MIDSTREAM PARTNERS	95,300.00	372,217,591.00	0.72
MERCK & CO	399,000.00	1,364,972,140.00	2.64
NORTHEAST UTILITIES	112,748.00	273,695,501.00	0.53
NSTAR	120,850.00	419,774,176.00	0.81
PEPCO HOLDINGS	125,000.00	198,029,062.00	0.38
PFIZER INC.	738,900.00	1,263,881,759.00	2.44
PG & E	204,700.00	858,554,015.00	1.65
PPL	180,989.00	548,937,591.00	1.06
PROGRESS ENERGY	152,700.00	583,178,790.00	1.12
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	227,000.00	706,480,142.00	1.36
QWEST COMMUNICATIONS INT.	1,602,000.00	625,995,785.00	1.21
SOUTHERN	284,700.00	881,596,354.00	1.70
SPECTRA ENERGY	312,600.00	594,623,005.00	1.15
VERIZON COMMUNICATIONS	304,000.00	936,036,902.00	1.80
WISCONSIN ENERGY	10,004.00	46,494,940.00	0.09
XCEL ENERGY	441,159.00	871,285,237.00	1.68
		18,588,064,331.00	35.83
株式合計		50,862,198,105.00	98.03
投資有価証券合計		50,862,198,105.00	98.03
現金預金		1,099,349,537.04	2.12
その他の純負債		-79,776,047.00	-0.15
純資産合計		51,881,771,595.04	100.00

財務書類に対する注記(2009年12月31日現在)(抜粋)

注1 - 重要な会計方針の要約

a) 一般事項

当財務書類は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示されています。

b) 創立費

創立費は、5年を最大とする期間にわたり償却されます。

c) 各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書に含まれています。

d) 投資有価証券の評価

(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、係る取引所または市場における入手可能な最終の価格で評価されます。有価証券が複数の金融商品取引所または市場で取引されている場合には、係る有価証券の主要市場である金融商品取引所または市場における入手可能な最終の価格により決定されます。

(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券または他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、入手可能な直近の取引値で評価されます。

(3) 取引値が入手できない有価証券または(1)および/または(2)に記載される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、合理的に予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価されます。

(4) 短期流動資産は、償却原価法で評価されます。

(5) オープンエンド型投資信託の受益証券/投資証券は直近の取得可能な1口当たり純資産価格に基づき評価されます。当該価格が公正価値を表していない場合、取締役会が公正かつ慎重に価格を決定します。

(6) 規制市場、EU域外の金融商品取引所または他の規制のある市場において上場または取引されていない、残存期間が12ヵ月以内の短期金融商品は、額面に経過利息を加えた額で評価され、合計評価額は償却原価法で処理されます。

ファンドの目論見書において規定されているとおり、各クラスの受益証券の純資産価格は各取引日において管理会社により算定されます。各サブファンドの取引日は以下のとおりです。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド：ルクセンブルグ、英国および日本の銀行営業日である日

2009年12月31日が日本の銀行休業日であったため、すべてのサブファンドの当期末の純資産価格は2009年12月30日現在の価格および為替レートに基づき算定されました。

e) 投資有価証券に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、平均原価に基づき計算されます。

f) 組入有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

g) 収益

一般的に配当金は、落ち日に計上されます。利息は、発生基準で計上されます。

注2 - 年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドは、いかなる所得税も課せられません。ファンドは、その純資産に対して、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年次税(年率0.05%)を課せられます。係る税金は、投資信託に関するルクセンブルグの2002年12月20日法第129条(改正済)に規定され、その意味の範囲内においての機関投資家に受益者が限定されるクラス受益証券に帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。ルクセンブルグにおける他の契約型投資信託の受益証券に投資される純資産額については、本年次税を免除されます。ただし、係る受益証券が既に本年次税を課せられている場合に限り、限ります。

注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該四半期中の各サブ・ファンド/クラスに帰属する平均純資産額を基準に以下の比例料率で計算される四半期毎の報酬を受領する権利を有します。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド：

クラスP分配型受益証券：年率0.35%

投資顧問会社への報酬は、管理会社により負担されます。

注4 - その他の未払報酬

2009年12月31日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、管理事務報酬、監査費用、販売会社報酬および代行協会員報酬が含まれています。

注5 - 申込手数料および買戻手数料

販売会社に対する申込手数料が、一口当たり純資産額の最高3%で計算され、請求されます。

以下の受益証券には、申込手数料は課せられません。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券
各サブ・ファンドの受益証券は、1口当たり純資産額で買戻されます。買戻手数料は課せられません。

一定の状況下において、管理会社は、ファンドの目論見書に定義される「解約留保金」を課することができます。その場合、解約留保金は、受益証券1口当たり純資産額の2%を超過してはなりません。

注6 - 分配金の支払

2009年12月31日に終了した期間中、以下の分配金が支払われました。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券：

2009年1月	1口当たり60円
2009年2月	1口当たり50円
2009年3月	1口当たり50円
2009年4月	1口当たり50円
2009年5月	1口当たり50円
2009年6月	1口当たり40円
2009年7月	1口当たり40円
2009年8月	1口当たり40円
2009年9月	1口当たり40円
2009年10月	1口当たり40円
2009年11月	1口当たり30円
2009年12月	1口当たり30円

「ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	[平成21年12月10日現在]	[平成22年6月10日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		451,825,239	138,967,784
コール・ローン		6,414,766	30,133,204
国債証券		43,258,821,434	37,096,001,841
コール・オプション(買)		0	
派生商品評価勘定		252,696	365,940
未収入金		765,564,034	56,361,151
未収利息		788,576,936	643,019,307
前払費用		94,875,130	112,317,595
差入委託証拠金		40,479,925	
流動資産合計		45,406,810,160	38,077,166,822
資産合計		45,406,810,160	38,077,166,822
負債の部			
流動負債			
コール・オプション(売)		0	
派生商品評価勘定		4,434,469	
未払金		321,879,528	138,306,296
未払解約金		898,012,782	803,162,201
流動負債合計		1,224,326,779	941,468,497
負債合計		1,224,326,779	941,468,497
純資産の部			
元本等			
元本		49,591,141,145	43,286,174,719
剰余金			
剰余金又は欠損金()		5,408,657,764	6,150,476,394
元本等合計		44,182,483,381	37,135,698,325
純資産合計		44,182,483,381	37,135,698,325
負債純資産合計		45,406,810,160	38,077,166,822

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。	(1)為替予約 同左 (2)先物取引・オプション取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年12月10日現在)	(平成22年 6月10日現在)
1. 元本の推移 期首相当日現在元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 元本の内訳 ピクテ・インカム・コレクション・ファンド(毎月分配型) ピクテ・インカム・アルファ・ファンド(毎月分配型) 合計	51,767,757,797円 12,893,816,121円 15,070,432,773円 47,503,975,751円 2,087,165,394円 49,591,141,145円	49,591,141,145円 12,313,403,810円 18,618,370,236円 41,699,851,528円 1,586,323,191円 43,286,174,719円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	49,591,141,145口	43,286,174,719口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,408,657,764円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,150,476,394円であります。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年 3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日)を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>ファンドが投資を行っている主な金融商品は国債証券、為替予約取引、先物取引、オプション取引であります。当該金融商品には、金融商品市場における金利または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。</p> <p>為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金・配当金等の受取りのため、また外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的で行っています。</p> <p>先物取引およびオプション取引は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、安定的な利益の確保を図る目的で行っています。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>法務コンプライアンス部門において、トレーディングの状況並びに資産の組入れの状況及び信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資管理委員会において、コンプライアンス・オフィサー及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。</p>

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。</p>
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	<p>貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されません。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成21年12月10日現在)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	43,258,821,434円	699,442,655円
合計	43,258,821,434円	699,442,655円

(平成22年6月10日現在)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	461,429,357円
合計	461,429,357円

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自平成21年6月11日 至平成21年12月10日	自平成21年12月11日 至平成22年6月10日
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、債券先物取引及び金利オプション取引であります。	「(金融商品に関する注記)」の「金融商品の状況に関する事項」及び「金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利息等の受取りのため行っています。債券先物取引及び金利オプション取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行い、投機的な取引は行わない方針であります。	
3. 取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利息等の受取りのため行っています。債券先物取引及び金利オプション取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、安定的な利益の確保を図る目的で利用します。	
4. 取引に係るリスクの内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動することによって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の管理・執行については、信託約款、法令等及び取引権限・取引限度額等を定めた社内ルールに従い、管理は法務コンプライアンス部門が、執行は担当者が資産運用部の承認を得て行っております。	
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

取引の時価等に関する事項

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

(平成21年12月10日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	297,049,678		297,801,566	751,888
	カナダドル	86,342,039		86,929,060	587,021
	オーストラリアドル	52,660,723		53,065,016	404,293
	イギリスポンド	180,856,437		181,767,241	910,804
	スウェーデンクローネ	34,311,370		34,645,030	333,660
	デンマーククローネ	34,364,696		34,622,183	257,487
	ユーロ	216,570,573		217,507,193	936,620
合計		902,155,516		906,337,289	4,181,773

(平成22年6月10日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	19,404,142		19,188,839	215,303
	イギリスポンド	37,784,322		37,633,685	150,637
合計		57,188,464		56,822,524	365,940

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、当該日という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

金利関連

(平成21年12月10日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	金利オプション取引 買建				
	コール	11,469,119,800 (3,112,802)		0	3,112,802
	売建				
	コール	11,481,173,100 (748,612)		0	748,612
合計		22,950,292,900 (3,861,414)		0	2,364,190

(平成22年6月10日現在)

該当事項はありません。

(注)時価の算定方法

・オプション取引

- 金利オプション取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 金利オプション取引における()は、支払オプション料又は受取オプション料であります。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年12月10日現在)	(平成22年6月10日現在)
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.8909円 (8,909円)	0.8579円 (8,579円)

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価金額	備考
国債証券	米ドル	10.625% US TREASURY N/B 2015/08/15	22,730,000	32,333,425.00	
		11.25% US TREASURY N/B 2015/02/15	21,840,000	31,026,450.00	
		4.5% US TREASURY N/B 2036/02/15	1,406,000	1,507,056.25	
		4.75% US TREASURY N/B 2014/05/15	4,550,000	5,101,687.50	
		4.75% US TREASURY N/B 2037/02/15	4,280,000	4,766,181.25	
		5.75% US TREASURY N/B 2010/08/15	16,150,000	16,314,023.43	
		6.125% US TREASURY N/B 2029/08/15	2,050,000	2,659,875.00	
		6.25% US TREASURY N/B 2030/05/15	2,300,000	3,038,156.25	
		7.625% US TREASURY N/B 2025/02/15	3,860,000	5,560,812.50	
		8.75% US TREASURY N/B 2017/05/15	4,740,000	6,602,671.87	
		8.75% US TREASURY N/B 2020/08/15	5,090,000	7,507,750.00	
		8.875% US TREASURY N/B 2017/08/15	4,150,000	5,846,312.50	
		8.875% US TREASURY N/B 2019/02/15	4,070,000	5,912,310.92	
			通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	97,216,000 13銘柄	128,176,712.47 (11,694,843,245)
		カナダドル	5.75% CANADIAN GOVT 2033/06/01	4,735,000	6,147,213.75
9% CANADIAN GOVT 2011/03/01			14,550,000	15,383,133.00	
9% CANADIAN GOVT 2025/06/01			6,610,000	10,685,329.40	
通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数			25,895,000 3銘柄	32,215,676.15 (2,813,394,998)	
	オーストラリアドル	5.25% AUSTRALIAN GOVT 2019/03/15	5,470,000	5,469,343.60	
		5.75% AUSTRALIAN GOVT 2011/06/15	3,290,000	3,335,994.20	
		6.25% AUSTRALIAN GOVT 2015/04/15	7,840,000	8,277,001.60	
		6.5% AUSTRALIAN GOVT 2013/05/15	1,100,000	1,154,648.00	

		通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	17,700,000 4銘柄	18,236,987.40 (1,378,169,137)	
イギリスポンド	4.25% UK TREASURY 2055/12/07 5%UK TREASURY 2014/09/07 8% UK TREASURY 2013/09/27 8% UK TREASURY 2015/12/07 8% UK TREASURY 2021/06/07 8.75% UK TREASURY 2017/08/25 9% UK TREASURY CNVR 2011/07/12		14,180,000 810,000 2,450,000 5,350,000 6,520,000 7,220,000 7,730,000	14,258,911.70 909,743.40 2,962,268.05 6,890,200.80 9,137,799.56 9,936,438.36 8,431,257.87	
		通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	44,260,000 7銘柄	52,526,619.74 (6,955,574,985)	
スウェーデンクローネ	5% SWEDISH GOVT 2020/12/01 5.25% SWEDISH GOVT 2011/03/15 6.75% SWEDISH GOVT 2014/05/05		59,930,000 4,590,000 36,500,000	73,747,460.80 4,749,732.00 43,457,265.00	
		通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	101,020,000 3銘柄	121,954,457.80 (1,382,963,551)	
デンマーククローネ	4.5% KINGDOM OF DENMARK 2039/11/15 6% KINGDOM OF DENMARK 2011/11/15 7% KINGDOM OF DENMARK 2024/11/10		12,960,000 38,900,000 23,870,000	15,960,758.40 41,936,534.00 35,033,282.90	
		通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	75,730,000 3銘柄	92,930,575.30 (1,363,291,539)	
ユーロ	5.375% FINNISH GOVT 2013/07/04 5.75% ITALY(BTPS) 2033/02/01 5.75% REP OF ITALY 2016/07/25 5.75% SPANISH GOVT 2032/07/30 6.25% DEUTSCHLAND 2030/01/04 6.5% DEUTSCHLAND 2027/07/04 6.5% FRANCE O.A.T 2011/04/25 7.5% NETHERLANDS GOVT 2023/01/15 8% BELGIUM KINGDOM 2012/12/24 8% BELGIUM KINGDOM 2015/03/28 8.5% FRANCE O.A.T. 2019/10/25 8.5% FRANCE O.A.T. 2012/12/26		1,100,000 9,600,000 5,320,000 5,070,000 2,175,000 2,620,000 1,150,000 3,557,000 9,910,000 10,670,000 17,700,000 15,710,000	1,246,773.00 10,333,440.00 5,893,309.80 5,228,133.30 3,118,319.25 3,771,123.20 1,211,007.50 5,217,656.59 11,536,726.50 13,301,968.90 25,832,442.00 18,759,153.90	
		通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	84,582,000 12銘柄	105,450,053.94 (11,507,764,386)	
合計		[うち外国証券] 銘柄数		37,096,001,841 [37,096,001,841]	
			45銘柄		

(注)

- 各通貨毎の小計欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 13銘柄	100.0%	31.5%
カナダドル	国債証券 3銘柄	100.0%	7.6%
オーストラリアドル	国債証券 4銘柄	100.0%	3.7%
イギリスポンド	国債証券 7銘柄	100.0%	18.8%
スウェーデンクローネ	国債証券 3銘柄	100.0%	3.7%
デンマーククローネ	国債証券 3銘柄	100.0%	3.7%
ユーロ	国債証券 12銘柄	100.0%	31.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**（平成22年6月末日現在）

資産総額	6,765,426,971円
負債総額	51,310,997円
純資産総額(-)	6,714,115,974円
発行済数量	13,840,930,949口
1万口当たり純資産額(/)	4,851円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換について

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

(1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) (1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成22年7月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構**経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構である投資政策委員会において、投資政策の基本方針の審議ないし決定が行われます。

投資政策委員会は、資産運用部長、ポートフォリオマネージャーその他社長が指名する者をもって構成します。投資政策委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。

また、投資方針ならびに投資制限条項との関連での妥当性等を分析、管理する機関として投資管理委員会を設置しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成22年7月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次の通りです(ただし、マザーファンドを除きます)。

		種類	本数	純資産総額(円)
追加型投信	国内	株式	6	13,858,432,865
		債券	1	14,342,068
		不動産投信	1	11,686,868
	海外	株式	10	26,407,491,201
		インデックス型	2	2,033,340,798
		債券	11	190,579,788,402
	内外	株式	10	1,039,314,994,081
		債券	3	2,040,720,641
		資産複合	8	123,497,879,231
			合計	52

種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第25期事業年度(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 平成21年11月11日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、事業年度を1月1日から12月31日までと変更しました。その経過措置として、当事業年度は平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び第25期事業年度(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第24期 (平成21年3月31日現在)			第25期 (平成21年12月31日現在)		
資 産 の 部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			7,278,909			5,511,466	
有価証券			1,006,110			-	
前払費用			58,948			47,059	
未収委託者報酬			1,240,812			1,281,234	
未収収益			193,196			307,410	
未収還付法人税等			-			113,821	
未収還付消費税			130,545			6,533	
繰延税金資産			40,999			119,660	
その他			33,727			40,412	
流動資産計			9,983,251	88.2		7,427,595	85.0
固定資産							
有形固定資産			292,273	2.6		266,289	3.0
建物付属設備	1	177,294			156,746		
器具備品	1	114,979			109,543		
無形固定資産			270,913	2.4		252,327	2.9
ソフトウェア		135,188			242,584		
ソフトウェア仮勘定		134,892			-		
その他		831			9,743		
投資その他の資産			767,887	6.7		797,350	9.1
投資有価証券		887			200,000		
長期前払費用		23,096			17,384		
長期差入保証金		211,534			212,288		
繰延税金資産		532,369			367,678		
固定資産計			1,331,074	11.7		1,315,967	15.0
資産合計			11,314,325	100.0		8,743,562	100.0

		第24期 (平成21年3月31日現在)		第25期 (平成21年12月31日現在)	
負 債 の 部					

区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			125,710			126,320	
未払金			1,251,904			1,572,807	
未払手数料		684,048			715,485		
その他未払金		567,856			857,322		
未払法人税等			75,813			-	
賞与引当金			78,436			267,029	
役員賞与引当金			32,854			239,411	
その他			-			2,488	
流動負債計			1,564,720	13.8		2,208,058	25.3
固定負債							
退職給付引当金			543,720			556,139	
役員退職慰労引当金			764,632			347,688	
固定負債計			1,308,353	11.5		903,828	10.3
負債合計			2,873,074	25.4		3,111,886	35.6
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			200,000	1.8		200,000	2.3
利益剰余金			8,241,338	72.8		5,432,269	62.1
利益準備金		50,000			50,000		
その他利益剰余金		8,191,338			5,382,269		
繰越利益剰余金		8,191,338			5,382,269		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			87	0.0		593	0.0
純資産合計			8,441,251	74.6		5,631,676	64.4
負債・純資産合計			11,314,325	100.0		8,743,562	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日			第25期 自平成21年4月1日 至平成21年12月31日		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			23,817,985			13,504,502	
その他営業収益			928,019			544,208	
営業収益計			24,746,004	100.0		14,048,710	100.0
営業費用							
支払手数料			14,621,069			8,189,548	
広告宣伝費			178,803			101,806	
調査費			1,512,226			969,014	
調査費		68,487			74,669		
委託調査費		1,443,738			894,344		
委託計算費			210,679			151,775	
営業雑経費			385,419			281,650	
通信費		31,173			29,065		
印刷費		315,648			227,760		
諸会費		25,043			14,864		

経常損益の部	営業	図書費		2,533			2,794		
		諸経費		11,019			7,164		
	損益	営業費用計			16,908,198	68.3		9,693,796	69.0
	の	一般管理費							
	部	給料			1,712,248			1,528,561	
		役員報酬		67,495			105,019		
	損	給料・手当		1,257,155			1,009,327		
		役員賞与		43,076			1,622		
	益	賞与		30,153			17,443		
	の	賞与引当金繰入		217,448			188,592		
	部	役員賞与引当金繰入		96,918			206,557		
		旅費交通費			94,273			50,919	
		租税公課			36,396			24,802	
		不動産賃借料			245,131			172,945	
		退職給付費用			83,703			78,353	
		役員退職慰労引当金繰入			25,039			21,109	
		固定資産減価償却費			93,926			104,723	
		消耗器具備品費			20,350			8,870	
		人材採用費			24,833			9,390	
		修繕維持費			41,245			44,327	
		諸経費			240,301			132,126	
	一般管理費計			2,617,452	10.6		2,176,130	15.5	
	営業利益			5,220,354	21.1		2,178,783	15.5	
営業外	営業外収益								
損益	有価証券利息			3,025			2,869		
の	受取利息			22,891			1,517		
部	その他			4,123			3,243		
	営業外収益計			30,040	0.1		7,631	0.1	
	営業外費用								
	支払手数料			19,250			12,507		
	その他			8,078			312		
	営業外費用計			27,329	0.1		12,820	0.1	
	経常利益			5,223,065	21.1		2,173,594	15.5	
特別	特別利益								
損益	投資有価証券売却益			88			-		
の	特別利益計			88	0.0		-	0.0	
部	特別損失								
	前期損益修正損	1		64,445			-		
	固定資産除却損	2		30,278			15,932		
	ソフト開発中止損			1,116			-		
	投資有価証券売却損			-			17		
	特別損失計			95,839	0.4		15,950	0.1	
	税引前当期純利益			5,127,314	20.7		2,157,644	15.4	
	法人税、住民税及び事業税			2,000,757	8.1		880,335	6.3	
	法人税等調整額			155,019	0.6		86,377	0.6	
	当期純利益			2,971,538	12.0		1,190,931	8.5	

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

株主資本	第24期事業年度		第25期事業年度	
	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
資本金				

前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	40,000	50,000
当期変動額		
利益準備金積立	10,000	-
当期変動額合計	10,000	-
当期末残高	50,000	50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,229,800	8,191,338
当期変動額		
利益準備金積立	10,000	-
剰余金の配当	3,000,000	4,000,000
当期純利益	2,971,538	1,190,931
当期変動額合計	38,462	2,809,069
当期末残高	8,191,338	5,382,269
利益剰余金合計		
前期末残高	8,269,800	8,241,338
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	4,000,000
当期純利益	2,971,538	1,190,931
当期変動額合計	28,462	2,809,069
当期末残高	8,241,338	5,432,269
株主資本合計		
前期末残高	8,469,800	8,441,338
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	4,000,000
当期純利益	2,971,538	1,190,931
当期変動額合計	28,462	2,809,069
当期末残高	8,441,338	5,632,269
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2	87
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	90	506
当期変動額合計	90	506
当期末残高	87	593
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2	87
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	90	506
当期変動額合計	90	506
当期末残高	87	593

純資産合計

前期末残高	8,469,803	8,441,251
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	4,000,000
当期純利益	2,971,538	1,190,931
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	90	506
当期変動額合計	28,552	2,809,575
当期末残高	8,441,251	5,631,676

重要な会計方針

区分	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 (2)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却して おります。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績率 により算出した額を計上してしま す。貸倒懸念債権等はありません。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充 てるため、支出見込額の当期負担分を 計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充 てるため、支出見込額の当期負担分を 計上しております。 (4)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、 当事業年度末における退職給付債務の 見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に 該当することから、簡便法を採用し、退 職一時金制度について退職給付に係る 期末要支給額を退職給付債務とする方 法によっております。 (5)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当 社内規に基づき、当事業年度末要支給 額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金 同左 (4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日
-------------------------------------	--------------------------------------

<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 前期まで区分掲記しておりました「未収入金」(当期421千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>2. 前期まで固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前期末の「ソフトウェア仮勘定」は9,502千円であります。</p> <p>3. 前期まで区分掲記しておりました「敷金」(当期103,795千円)は、明瞭性の観点から「長期差入保証金」に含めて表示することにしました。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 前期まで区分掲記しておりました「ソフトウェア仮勘定」(当期8,911千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、固定資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>2. 前期まで区分掲記しておりました「未払法人税等」(当期133千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示することにしました。</p>
--	---

注記事項

(貸借対照表関係)

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成21年12月31日現在
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 48,469千円	建物付属設備 70,242千円
器具備品 123,892千円	器具備品 166,560千円

(損益計算書関係)

第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第25期 自平成21年4月1日 至平成21年12月31日
1 前期損益修正損は、過年度退職給付費用31,347千円及び過年度役員退職慰労引当金繰入額33,097千円であります。	1
2 固定資産除却損は次のとおりであります。	2 固定資産除却損は次のとおりであります。
建物付属設備 25,793千円	器具備品 127千円
器具備品 4,484千円	ソフトウェア 15,805千円

(株主資本等変動計算書関係)

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度末 株式数 (株)	第24期事業年度 増加株式数 (株)	第24期事業年度 減少株式数 (株)	第24期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年3月31日	平成21年6月26日

第25期(自 平成21年 4月 1 日至 平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第24期事業年度末 株式数 (株)	第25期事業年度 増加株式数 (株)	第25期事業年度 減少株式数 (株)	第25期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月25日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日
平成21年12月 4日 取締役会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年 9月30日	平成21年12月18日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期(自 平成20年 4月 1 日至 平成21年 3月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期(自 平成21年 4月 1 日至 平成21年12月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第24期(平成21年 3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,006,110	1,007,603	1,493
	小計	1,006,110	1,007,603	1,493
合計		1,006,110	1,007,603	1,493

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,035	887	148
	小計	1,035	887	148
合計		1,035	887	148

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年 4月 1 日至 平成21年 3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,188	88	-

4. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券 国債	1,000,000	-	-	-

合計	1,000,000	-	-	-
----	-----------	---	---	---

第25期(平成21年12月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	201,000	200,000	1,000
	小計	201,000	200,000	1,000
合計		201,000	200,000	1,000

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,017	-	17

4. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成21年12月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務の額	543,720千円	556,139千円
退職給付引当金の額	543,720千円	556,139千円
3. (1)退職給付費用	83,703千円	78,353千円
(2)過年度退職給付費用	31,347千円	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

区分	第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成21年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	532,369千円	367,677千円
未払事業税否認	6,663千円	-
賞与引当金損金算入限度超過額	31,915千円	108,627千円
その他	2,421千円	18,584千円
繰延税金資産小計	573,368千円	494,888千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	-	7,551千円
繰延税金負債小計	-	7,551千円
繰延税金資産合計(純額)	573,368千円	487,337千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成21年12月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 40.7% (調整) 交際費等永久に損金算入されない項目 4.8% その他 0.7% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.8%

(関連当事者との取引関係)

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社		投資運用の 受託・委託 契約	運用手数料の受取(注1)	60,553	未収 収益	33,279
							運用手数料の支払(注1)	922,254	未払金	169,960
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	959,789	資産 運用 会社		投資運用の 受託・委託 契約 役員の兼任	運用手数料の受取(注1)	40,623	未収 収益	8,557
							運用手数料の支払(注1)	521,484	未払金	96,554
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行		投資運用の 受託契約 現金の預入	運用手数料の受取(注1)	21,250	未収 収益	5,053
							現金の預入(注2)	3,010,255	現金・ 預金	3,010,255

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の收受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ピクテ アンド シー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第25期(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-----------	------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	投資運用の 受託・委託 契約 役員の兼任	運用手数料 料の受取 (注1)	20,655	未収 収益	7,002
						運用手数料 料の支払 (注1)	582,377	未払金	199,908
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	959,789	資産 運用 会社	投資運用の 受託・委託 契約 役員の兼任	運用手数料 料の受取 (注1)	5,941	未収 収益	-
						運用手数料 料の支払 (注1)	311,967	未払金	105,112
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	投資運用の 受託契約 現金の預入	運用手数料 料の受取 (注1)	6,818	未収 収益	1,872
						現金の預 入(注2)	2,661,759	現金・ 預金	2,661,759

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ピクテ アンド シー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第24期事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		第25期事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	
1株当たり純資産額	10,551,564円9銭	1株当たり純資産額	7,039,595円94銭
1株当たり当期純利益	3,714,423円12銭	1株当たり当期純利益	1,488,663円86銭
損益計算書上当期純利益	2,971,538千円	損益計算書上当期純利益	1,190,931千円
1株当たり当期純利益の算定に用 いられた当期純利益	2,971,538千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた当期純利益	1,190,931千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成22年3月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成22年3月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社東京都民銀行 スルガ銀行株式会社	48,120百万円 30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成22年3月末日現在

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

ファンドの財産の保管および管理を行います。

(2)販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成21年12月16日 臨時報告書

平成22年3月10日 有価証券報告書

平成22年3月10日 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年3月16日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年7月27日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・インカム・アルファ・ファンド（毎月分配型）の平成21年12月11日から平成22年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・インカム・アルファ・ファンド（毎月分配型）の平成22年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（25期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年3月15日

ビクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビクテ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビクテ投信投資顧問株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月10日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中**あらた監査法人**指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・インカム・アルファ・ファンド（毎月分配型）の平成21年6月11日から平成21年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・インカム・アルファ・ファンド（毎月分配型）の平成21年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（24期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。